

# 山田みやこの活動報告

令和3年1月31日(日)

## 全国自治体議員行財政自主研究会 2021年度自治体予算について(オンライン) — 予算議会を前に異例の予算編成・財源・財政を考える —

講師 菅原 敏夫氏(公益財団法人 地方自治総合研究所員)

菅原 敏夫氏をお迎えし、国の当初予算案と地方財政の見通し、予算編成上の留意事項について学習した。

### ①政府当初予算案も異例

コロナ対策と財政規律(国債の増発)。最大の問題は歳入と歳出のバランス、バラマキと借金。

### ②MMTとBI(予算案の影の主役)

財政規律をどう考えるのか、MMTとBIという考え方。MMT(現代貨幣理論)は緊縮財政に反対し、通貨発行国はどんなに借金をしても気にすることはない。通貨を刷って返済すればいい。国民を転落の淵に追いやることの方が問題。

BI(ベーシックインカム)は全ての国民に最低限の生活を営めるだけの金額を定期的に支給する制度。

### ③予算編成過程+第3次補正予算案

2020年12月21日 21年度政府予算案閣議決定

2021年 1月18日 第204国会召集 会期150日 6月16日まで

1月25日~28日 20年度第3次補正予算審議

〈20年度第3次補正予算案の内容〉

歳入・歳出合計額 15兆4,271億円

歳出の主な項目

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止策     | 4兆3,581億円  |
| 2. ポストコロナに向けた経済構造、好循環の実現 | 11兆6,766億円 |
| 3. 防災・減災・国土強靱化など安心安全の確認  | 3兆1,414億円  |

歳入

税収は8兆3,880億円の減収、公債金22兆2,950億円。8割強は赤字国債。

### ④地財対策と地財計画(自治体予算編成上の留意事項)

- 令和3年度国内総生産の成長率は名目4.4%程度、実質4.0%程度。
- 令和3年度予算は「15ヶ月予算」の下編成。新型コロナウイルス感染を拡大防止法とデジタル化、ポストコロナに向けた転換・地方創生を図るため地方創生臨時交付金を1.5兆円増額。令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1兆3,011億円増額。ワクチンの接種体制整備に5,736億円計上。
- デジタル変革による「新たな日常」構築のため「自治体DX推進計画」を総務省が策定したので自治体は着実に進める。
- 地方公務員の中途採用について就職氷河期世代の支援を踏まえ応募機会の拡大に取り組む。
- 障がい者雇用の促進に取り組む。障がい者の就労を進めるために必要な施設や整備に要する経費は地方交付税措置をする。
- 会計年度任用職員制度の適正な運用のため地方交付税措置をする。
- 地域デジタル社会推進費2,000億円計上。
- 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、保健師を令和3年度から2年間かけて約2,700名増員する。
- 少子化や人口減少への対応「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円計上する。
- 「地域社会再生事業費」4,200億円計上する。
- 「防災・減災・国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」をさらに、令和3年~7年度まで5ヶ年集中的に対策を講ずる。
- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策を追加。
- 防災重点農業用ため池の防災工事について地方財政措置を拡充。
- 利水ダム事前放流に伴い、都道府県の損失補填経費は特別交付税措置とする。
- 公営企業会計やストックマネジメントの取り組みについて地方公共団体へのアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を創設。
- 大規模災害時の中長期派遣要員の登録。

17. 応急対策職員派遣制度に基づき職員の装備経費や資格取得経費は地方交付税措置とする。
18. 公共施設等総合管理計画の見直し経費は令和3年度に限り、新たに特別交付税措置とする。
19. PPP/PFI事業の円滑な実施促進。
20. 社会保障の充実のため地方負担(8,390億円)を地方交付税措置とする。
21. 「人づくり革命」の地方負担(6,712億円)を地方交付税措置とする。
22. 新子育て安心プランの財源(1,000億円)を都道府県経由で市町村へ交付。後期高齢者の自己負担割合を年収200万円以上は2割。
23. 地方創生推進交付金事業は地方財政措置する。
24. 「ローカル10,000プロジェクト」「分散型エネルギーインフラプロジェクト」経費は特別交付税措置する。
25. 「地域おこし協力隊インターン」を創設し活動経費は特別交付税措置する。
26. 「地域活性化起業人」が活動できる地域を拡大し、経費は特別交付税措置する。
27. 「関係人口」の創出拡大経費は地方交付税措置する。
28. 移住・定住対策経費は特別交付税措置する。
29. 特定地域づくり事業協同組合に対する設立運営経費は特別交付税措置する。
30. 令和12年3月まで延長された「市町村合併の特例に関する法律」に基づき合併した市町村には地方財政措置する。
  31. 地域における長期的、客観的な変化や課題の見直し作成は地方財政措置する。
  32. 連携中枢都市圏構想は地方財政措置する。
  33. 先住自立圏共生ビジョンを策定した市町村に地方財政措置する。
  34. 地方版総合戦略に基づき地方定着の若者の奨学金返還支援経費、人口減克服や地方創生の取り組みのための地方大学の活性化の財政措置。
  35. 地方公共団体の総合的な財政健全化、第3セクターの一層の経営健全化。
  36. 地方公共団体の基金の見える化と基金の適正化。
  37. 地方公会計は決算年度の翌年度までに作成・更新を行い公表し、資産管理や予算編成に活用。
  38. 財政情報開示は財政状況資料等の活用により内容の充実を図る。
  39. 公共事業は施工時期の基準化、適正な予定価格の設定。中小企業者への発注の平準化と適正な予定価格の設定。
40. 医療・介護提供体制については「医療法」「介護保険法」に基づき適正に取り組む。
  41. 国民健康保険制度については平成30年度から運営主体は都道府県となった。財政基盤強化、支援拡充のため、決算補填を目的とする法定外繰り入れ等の解消。
  42. 後期高齢者医療制度については引き続き地方交付税措置する。
  43. 介護保険制度については都道府県・市町村の介護予防を重点的に推進。
  44. 児童虐待防止対策の強化のため1年前倒しして都府県の児童福祉司7名及び児童心理士5名を増員。
  45. 消防・防災・行政の地方財政措置をする。
  46. 高速・大容量の5G移行のため光ファイバー整備経費を地域活性化事業債とする。
  47. 外国人受け入れ環境整備の地方負担は地方交付税措置する。
  48. 「GIGAスクール構想」のICT環境整備は地方交付税措置する。
  49. 高等学校の実験・実習設備経費は地方交付税措置する。
  50. 高等学校以下の私立学校への助成は地方交付税措置する。
  51. 「主要農作物種子法」廃止後も当該事務経費は引き続き地方交付税措置する。
  52. 特定間伐等推進のための間伐経費は地域債の特例措置をする。
  53. 公害の防止に関する事業は経過措置する。
  54. 地方財政計画の適正な運用と地方公営企業の健全な経営に留意。
  55. 東日本大震災の被災団体が実施するメンタルヘルス対策経費は震災復興特別交付税を措置する。
  56. 東日本大震災で被災後、施設新設・増設した者に対し、地方税の課税免除の際に減収額の全額を震災復興特別交付税による補填とする。
  57. 地方消費税率の引き上げに関して予算書及び決算書の説明資料等において、引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を実施。また決済において社会保障施策経費を公表。